

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（395））
2. 日時：平成29年10月3日 10時00分～13時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）
（他18名）

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 副長

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（屋内アクセスルート見直しによる作業時間）

- 有効性評価の想定時間に対する成立性の作業時間については、具体的な算出方法を例示した上で、時間の増減を説明すること。

（防潮堤の設置に係る地下水位の設定の考え方）

- 地下水位見直し前後の比較表の「浮き上がり箇所（57箇所）」について、図示された浮き上がり箇所と整合しないため注記するとともに、時間評価において適切に考慮されているか確認すること。

- 観測記録の地下水位TP2.5mは、敷地の場所を明確に示すこと。
- ボーリング位置の示し方について、凡例を追加すること。
- 地下水位の設定について、これまでの防潮堤の地下水位の評価方針と異なる点があれば、考え方を整理して提示すること。
- 浮き上がり等により「放水路が使用不可」となった場合の冷却水の排水機能について、内部溢水側で説明すること。
- 放水砲の設置場所について、大規模損壊の対応を踏まえて原子炉建屋への接近性を整理して提示すること。

(水源変更及び屋外アクセスルート変更について)

- 新たに「西側淡水貯水設備から可搬型代替注水中型ポンプを直列2台運転により原子炉へ注水する手順及び設備」を追加するとの説明であるが、手順全般における本手順の位置づけを明確にするとともに、容量、手順及び作業時間等を整理して提示すること。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 保管場所・アクセスルート 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 水源変更及び屋外アクセスルート設定変更について
- ・ 東海第二 審査会合指摘事項に対する回答整理表（技術的能力1.0.2（アクセスルート））
- ・ 東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について